固定資産税の

「償却資産の申告」

お済みですか?

~償却資産の保有状況について調査を強化しています~

◎ 申告期限は、平成30年1月31日(水)です。

- ・申告義務がある方は、平成30年1月1日現在償却資産を所有されている方です。
- ・申告書は、償却資産が所在する市町村へ提出してください。
- ・該当資産がない方や資産の増減がない方も申告の必要があります。
- ・未申告や申告もれなどの場合、資産を取得された翌年度まで(最大5年)遡及します。
- ・廃業・解散された場合は備考欄にその旨を記入してください。

-【償却資産とは?】

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産(構築物、機械及び装置、船舶、航空機、 車両及び運搬具、工具・器具及び備品)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所 得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

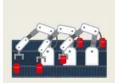
飲食店

厨房設備、 冷凍冷蔵庫など



工場

製造設備、受変電設備など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備など



建設業

パワーショベル 発電機など



理•美容業

理美容用椅子洗面設備など



カ゛ソリンスタント゛

オイルチェンジャー 独立キャノピーなど



電気供給業(再エネ発電)

太陽光パネル、風車発電機、パワーコンディショナー



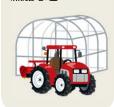
小売業

陳列ケース、 冷蔵庫など



農業・林業・漁業

ビニールハウス、トラクター、 漁船など



病院 診療所

X線装置、 医療用ベッドなど



☆☆☆ 償却資産調査の取組強化について ☆☆☆

大分県では、課税漏れを防ぎ、申告内容が適正であることを確認するため、市町村と連携して償却資産の調査を行うなど、取組を進めています。 地方税法の規定に基づき、実地調査にお伺いすることや申告内容について帳簿書

地方税法の規定に基づき、実地調査にお伺いすることや申告内容について帳簿書類等の提出をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。



◎ 業種ごとの主な償却資産(例)

	業種		資 産 の 名 称
共		通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装(テナントの場合)・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備等
製	造	業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備等
印	刷	業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建	設	業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯	楽	業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料	理飲食店	業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
/J\	売	業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理	容・美容	業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医	(歯)	業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
ク	リーニング	業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不	動産貸付	業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工 事、駐車場等の舗装等
駐	車場	業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、立体駐車場の機械部分、舗装路面等
ガ	ソリンスタン	7,	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホ	テル・旅館	業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家 具調度品、駐車場設備等
農	業・林業・漁	業	ビニールハウス、トラクター(ナンバーなし)、ボイラー及びポンプ、動力伐採機、ブルドーザー、パワーショベル、自動穴掘機、漁船、冷凍・冷蔵装置等
電 (p		- 1 -	太陽光パネル、風車、地熱・バイオマス発電設備、架台(レール)、パワーコンディ ショナー、表示ユニット等

◎ 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①~③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に 規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ただし、下記4、5に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象となります。
 - ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
 - ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却	 方法	_		取得	価格	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
_	時	損	金	算	入	申告対象外				
3	年	_	括	償	却	申告対象外				
リ ー ス 資 金 (ファイナンス・リース)						申告対象外		申告対象		
中	小	企	業	特	例		申告対象			
個	別	減	価	償	却	申告対象				

大分県市町村税政検討会議

大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、 杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町